

平成31年4月9日

保護者 各位

北海道野幌高等学校長 林 正 憲

学校生活および交通安全について（お願い）

新年度を迎え、お子様たちもハツラツとした笑顔で登校してきました。本年度もお子様の心身のより良き成長を願い家庭との連携を深め教職員一丸となって指導して参りたいと考えております。

つきましては、年度の始めにあたり、学校生活および交通安全に関わる次のことについて、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

1 身だしなみについて

本校では規則やマナーを順守し、集団の中で規律ある学校生活を送ることができるよう指導しております。つきましては、高校生活においてのお子様の身だしなみについて、次の事項を守り、家庭でのご指導をよろしくお願いいたします。

- ・服装は、本校指定の制服を正しく着用してください。
 { 男子は、学生服を脱いだ際は指定シャツの着用を徹底
 女子は、スカート丈を前面は膝頭、後ろ面は膝後ろのしわにかかる長さで着用
 *カーディガン（黒・紺のみ）は、制服の中のみの着用
- ・頭髪の加工（染色、脱色、パーマ、奇異な髪型等）は禁止です。
- ・化粧（ファンデーション、マスカラ、アイライン、口紅、マニキュア等）は禁止です。
- ・装飾品（ピアス等）は禁止です。
- ・カラーコンタクトは禁止です。度入りコンタクトを買っても無駄になります。
- ・異装については、正当な理由による家庭からの連絡がある場合は、当日のみ認めます。

なお、身だしなみについての規則を順守できない場合、いったん帰宅をして改善させた上で再登校させることもありますのでご理解ください。（欠席は考慮されない欠席となります）

2 在学中の車両運転免許取得について

近年、生徒の車両運転に関する興味・関心は高く、無断でバイクや乗用車の免許を取得したり、事故を引き起こす者がいて、全国的にも問題となっています。

本校でも過去に、生命に関わる交通事故が発生しました。また、長期の入院を強いられたり、卒業を目前にして学校をやめざるを得なくなった例もあります。

本校は北海道高等学校PTA連合会の大会決議である「高校生のバイク使用禁止」、「交通安全推進」を基本にすえて、**保護者は、、、**

- ①免許取得要求に負けない
- ②バイク・車を買わずに与えない
- ③バイク・車に乗らせない

を合言葉に指導してまいりました。

来年度もこれを基本にすえて交通安全教育を進めて参ります。ご家庭でも話し合いの場を十分に持たれ、加害者にも被害者にもならないために充実した学校生活を過ごすよう特段のご指導をお願いします。

なお、3年生になりましたら、12月上旬以降必要のある者には乗用車運転免許取得を許可し、実社会への準備ができるようにしておりますことを申し添えます。

3 携帯電話の使用について

三年前に、生徒会執行部が中心となり生徒が自主的に携帯電話ルールを作りました。今後も、以下のように実施いたしますのでご理解とご協力をお願いいたします。

- ・朝のSHRに自分で預け、帰りのSHR後に自分で取ります。
- ・預ける生徒は、保護フィルムや巾着に入れる等の破損対策をお願い致します。
- ・破損した場合でも弁償はできません。心配な場合は持ち込まないようお願い致します。

4 登下校時の自家用車・タクシーによる生徒の送迎について

本校では日頃より交通安全を呼びかけ、街頭指導の強化を図り、保護者の方々にもご協力をお願いし事故防止に努めております。

特に登下校時における4番通り9丁目から学校の間は、自転車等のラッシュ・混雑は相当なものがあり、毎年、次の図のように乗用車との接触事故等も発生しております。

つきましては、これを減少させるため、自家用車・タクシーによる生徒の送迎は4番通までとし、生徒の安全確保のため特別な事情のない限り、学校への乗り入れはしないでください。

